

平成 25 年度 第 4 回 石狩市環境審議会 議事録

- 日 時 平成 26 年 2 月 25 日（火） 15 時 00 分～18 時 00 分
- 場 所 石狩市役所 5 階 第一委員会室
- 諮問案件 石狩湾新港ウィンドファーム（仮称）事業に係る環境影響評価準備書について
- 協議事項 （仮称）八の沢風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について
- 報告事項 石狩湾新港発電所建設計画に係る環境影響評価（準備書）に対する意見の提出について

○ 出席者

石狩市環境審議会

会 長	乗木 新一郎	副会長	菅澤 紀生
委 員	中村 武史	委 員	長谷川 司
〃	近藤 哲也	〃	高橋 英明
〃	酒井 敏一	〃	長谷川 理
〃	長谷部 清	〃	尾形 優子

事務局

環 境 室 長	三国 義達	環 境 課 長	藤岡 修一
環境担当主査	宮原 和智	環境担当主査	内藤 華子
環境担当主事	藤 彰矩		

関係説明員

エコ・パワー株式会社 佐倉 隆司
株式会社ドーコン 工藤 晃央
低炭素社会推進・新エネルギー対策担当参事 鍋谷 英幸

- 傍聴者数 4 名

○ 議事内容

事務局 藤岡

本日は大変お忙しい中、石狩市環境審議会にご出席を戴きまして誠にありがとうございます。

事務局を勤めます環境課の藤岡です。よろしくお願いいたします。

本日の議題は、諮問案件として「石狩湾新港ウィンドファーム（仮称）事業に係る環境影響評価 準備書について」、協議事項として「（仮称）八の沢風力発電事業に係る計画段階 環境配慮書について」、報告事項として「石狩湾新港発電所建設計画に係る環境影響評価 準備書に対する意見の提出について」となっておりますので、宜しく願いいたします。

なお、（仮称）の部分については、この後の説明の中では省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

まず、事前にお配りした資料の確認をさせていただきます。

エコパワー（株）が計画している、「石狩湾新港ウィンドファーム事業」に係る環境影響評価 準備書、同じく準備書を纏めた「要約書」

次に、（株）斐太工務店が計画している「八の沢風力発電事業に係る計画段階 環境配慮書」ですが、資料のお忘れなど御座いませندでしょうか。

次に審議に入る前に、環境アセス手続きと当審議会との関わり（関係）についてご説明させていただきます。

議事次第に添付している、資料－１のフロー図をご覧くださいと思います。

環境アセス手続きには、「配慮書」「方法書」「準備書」「評価書」など、各段階での手続がありますが、市の取扱い方として、まず「配慮書」についてですが、計画が確定していない、立案段階であり、事業の妥当性も含めて検討するため、諮問・答申は行ないませんが、当審議会委員の皆さまのご意見を参考にした上で、市としての意見を提出することとします。

「方法書」については、計画の大枠が決まった段階での「調査項目の設定」や、予測・評価方法に対する意見を問われているため、方法書と同じく、皆さまのご意見を参考にした上で、市としての意見を提出することとします。

「準備書」については、アセス手続の最終段階にあたり、事業の場所、規模等が確定しており、それに基づいて予測・評価した内容に対する意見が求められていることから、当審議会に「諮問」し、「答申」を経ってから市としての意見を提出することといたします。

また、フロー図には、それぞれの段階で、知事意見を提出するまでの期間を、参考までに記載しております。

以上、このような取扱いとさせていただきますので、宜しくお願いします。

それでは、この後の議事進行は乗木会長にお願い致しますが、本日、鈴木委員、丹野委員から所用により欠席、中村委員、近藤委員からは、若干遅れるとのご連絡がございましたので、ご報告させていただきます。

乗木 会長

それでは、平成 25 年度 第 4 回 環境審議会を開催します。

本日の議題は、諮問案件として「石狩湾新港ウィンドファーム（仮称）事業に係る環境影

響評価 準備書について」です。 それでは、事務局から「諮問」をお願いします。

事務局 藤岡

それでは、環境室長の三国より、「諮問」をいたしますので、お受け取り願います。

【 環境室長から、会長へ諮問の提出 】

乗木 会長

それでは、諮問案件である、「石狩湾新港ウィンドファーム（仮称）事業に係る環境影響評価 準備書について」事務局から説明をお願いします。

事務局 藤岡

本日は、関係説明員として、石狩湾新港ウィンドファーム事業の事業者である、エコ・パワー（株）の方をお呼びしておりますので、事業者の方から説明させて頂くと共に、ご質問等についても、直接回答させて頂きたいと、思いますので、宜しくお願い致します。

エコ・パワー（株）（佐倉）

エコ・パワー株式会社の佐倉と申します。また、委託先の株式会社ドーコンの方も同席しております。よろしくお願いいたします。

本日は、時間にも限りがありますので、お手元の資料の中にあります要約書の方を中心に説明させていただきたいと思います。

<要約書 第 2 章（事業計画）説明>

エコ・パワー（株）（佐倉）

続きまして環境影響評価の結果等につきましては、ドーコンの方から説明させていただきます。

ドーコン（株）（佐藤）

<要約書 第 5 ～ 8 章（環境影響評価の結果）説明>

乗木 会長

只今事業者の方から事業計画と環境影響評価の結果について説明がありましたが、ご質問等がありましたらお願いします。

長谷川（理） 委員

方法書の時点では、設置場所などが決まっていないことから、調査項目についても同様な

ことがあり、住民意見などで指摘され色々回答されていますが、結局その後、調査を一通りしてから設置場所を決めたのでしょうか。

エコ・パワー（株）（佐倉）

複雑な経緯が若干ありますが、段階的に調査の方を進めながら、並行して設置場所を検討してきたという基本的な考え方で行ってきました。最終的に固まったのは昨年度の終わりぐらいに決まりました。加えて、2 年前の暮れに北電の方から連携規模を 10,500kW と定められましたので、そこから 3,000 kW 風車 4 本ということで、さらに計画を煮詰め、最終的にはここに示したようになりました。

長谷川（理） 委員

結果的には 4 基となり、配置が決まったわけですが、これに合わせて調査を計画して、行ったわけではないということでしょうか。

エコ・パワー（株）（佐倉）

はい、包括的に行えるよう、広い範囲をすべて押さえてきました。

長谷川（理） 委員

ということは、最終的に 4 基立つところに合わせて行った結果ではないということになります。

エコ・パワー（株）（佐倉）

それも含めて対応できるように広く調査を行って参りました。

乗木 会長

どこに設置しても同じ環境影響評価になるということですね。

エコ・パワー（株）（佐倉）

方法書に示した対象事業実施区域を基本に広い範囲で調査を行っておりまして、さらにご意見等を踏まえ、例えば騒音の調査地点も複数地点を多く取るなど調査方法と地点に漏れが無いよう設定しました。

長谷川（理） 委員

たぶんそこは大事なポイントになり、私は動物や鳥などが専門で、それについて少し細かい内容になりますがご質問させていただきます。

どの調査にも感じるのですが、例えばコウモリについて、先ほどもコウモリがいくつか見つかっているが、事業対象区域には無かったとお話しがありましたが、実際にこの 3 基設

置する場所では、コウモリの調査は行われておりませんね。

エコ・パワー（株）（佐倉）

いや、調査は行っています。

長谷川（理） 委員

ただ、この図を見ますと、入っていませんが。

エコ・パワー（株）（佐倉）

ここには主要なルートとして示しており、これが全てではなく入っていない部分もありますが、後は造成済みの所ですので、視野的には見えるところであることを踏まえながら確認はしております。

長谷川（理） 委員

バットディテクターでは、その地点で何が出たかは分かると思いますが、方向とかは分からないと思います。おそらく事業実施区域内を通っているかどうかは判断できないと思います。普通であれば、設置する場所を決めたならば、そのポイントで調べればいいと思いますが、先に調査を行い、後から設置場所を決められているので、そこが入っていないことかと思いますが。

また、コウモリだけでなく、鳥類に関しても、この 3 基を挟むように調査地を設定されていないので、疑問が残ります。

乗木 会長

纏めますと、要するにまだ設置場所が決まってない段階の調査をもって出された環境影響評価が妥当かどうかということになりますが、これが普通の方法であるかどうかということになります。

エコ・パワー（株）（佐倉）

風力発電事業という観点から申し上げさせていただきますと、色々地権者様や関係行政様などのご意見などをお聞きしながら、設置してしかるべき場所とそうでない場所など色々な側面から風車の設置場所が色々変わっていくという性質の事業にならざるを得ないというのが、風力発電事業の側面としてあり、これをどうアセスの手法と整合性をどう図っていくかがご指摘のとおり課題の一つとしてあります。

その中で、視範囲や踏査ルートなど手法を含めた調査と風車設置場所の決定を並行しながら行ってきた今回のケースでは、双方で情報をやり取りしながら行っており、濃淡はございますが、十分な調査となるよう配慮しながら行ってきたことをご理解頂ければと思います。

乗木 会長

本件以外でもこういった方法はとられるのでしょうか。

エコ・パワー（株）（佐倉）

はい、風力発電機の配置が変わることは往々にしてありますので、調査に入る上でも、調査を行っていない場所がないよう最大限意識して包括的にできるよう調査を進めていることは、風力発電のアセスのやり方としては全てではないにしろ、大いにありうる方法であるとうご理解いただいてよろしいかと思います。

長谷川（理） 委員

ただ、それに関しても事業者さんの考えによると思いますが、もっと事前に戦略的アセスといったことを行い、本準備書を出す前に配置に応じた調査を行うことも事業者としては可能なはずですから、今は方法書の次の段階ですので、方法書の時点で住民意見等色々出ていますが、結果的には結局、先に設置位置を決めずに調査を行ったが、最終的に決まった場所と調査内容が一致していない状態になっている不具合もあるかと思います。

乗木 会長

このことについて何か他に意見はありますか。

酒井 委員

これからも設置位置が変わる要素を含んでいるのですか。

エコ・パワー（株）（佐倉）

準備書を提出する時点では設置を固めなければならないので、固まったものとしてお示ししています。

酒井 委員

敷地の取得は済んでいるのでしょうか。

エコ・パワー（株）（佐倉）

用地に関しましては、地権者様の内諾レベルではございますが、こちらの方を使用見込みということで、お互いの了承のもとで進んでいます。

長谷部 委員

元々の計画は 30,000 kW であったが、北電との連携規模が 10,500 kW となったので、調査敷地内でこの規模をどう確保するかという条件のもとで、この位置が最適であるという流れになっているのでしょうか。

エコ・パワー（株）（佐倉）

はい

長谷部 委員

では、30,000 kW 可能であったならば、その規模に合わせて、もっと沢山風車が立ったのでしょうか。

エコ・パワー（株）（佐倉）

確かに連携規模の枠に応じて、もしこの容量よりも多かったならば、他の場所も含めて配置を検討したと思いますが、今回は二年前の終わりぐらいの段階で枠が決まりましたので、4 基ということで計画を進めて行きました。また、配置を決める上では、方法書で頂いた意見や行政からのアドバイスを踏まえ、海岸林・保安林などは外し、工業地帯内のしかるべき場所を決めました。

乗木 会長

直接関係はないと思いますが、運転年数は何年間を見込まれていますか。

エコ・パワー（株）（佐倉）

20 年間を見込んでおり、こちらは、固定価格買い取り制度に係わる法の期間及び、機会の耐用年数も 20 年となっております。

乗木 会長

もし故障した場合も 20 年間使用するという事でよろしいでしょうか。

エコ・パワー（株）（佐倉）

メンテナンスを行いながら 20 年間存続させる計画でございます。

乗木 会長

同じ会社のものを 4 基使用するという事でしょうか。

エコ・パワー（株）（佐倉）

基本的には同じ会社のものを 4 基使用する予定です。

酒井 委員

使用する風車は国産、外国産どちらでしょうか。

エコ・パワー（株）（佐倉）

まだ決定ではありませんが、国産のものもございますので、これも視野に入れながら検討しています。

長谷部 委員

こういったことがあるかどうか分からないのですが、この事業が途中で挫折した場合、その撤去等は誰が対処されるのでしょうか。

エコ・パワー（株）（佐倉）

会社としての責任なので、立場上明確にお答えすることができないこともございますが、基本的に親会社を含めて責任を持って対処させていただくことになると思います。

乗木 会長

環境影響評価に係わることになると思いますが、想定機種としては外国製のものや日本製のものがあると思うのですが、それを選択する上で、騒音のレベルなどが違うと思いますが、経済性を優先するのか、それとも低周波を最優先しているのか、どの観点を重視して選択されているか教えていただければと思います。

エコ・パワー（株）（佐倉）

機種についてですが、環境影響評価に用いた値は、メーカー入手したデータを行い、候補機種から最も値が大きいものを用いて予測評価を行っており、機種自体はまだ最終決定していません。

菅澤 委員

影や低周波に関してですが、要約書の 74 ページによると 1.3 km 内に住居は無いが、店が 7 件とありますが、どんな店が分かりますでしょうか。

エコ・パワー（株）（佐倉）

店として考えられるのはコンビニのみです。

菅澤 委員

1.3 km というのはすごく近くはないが、多少近いのかなという感じです。

和歌山や愛媛などの風車による低周波被害があるとされている地域に日弁連の調査で行ったことがあります。静かな所で被害があり、石狩の既存の風車の下のように工場など作業場がありガヤガヤしている地域ではあまりないというのが、まだしっかりしたものが無いですが、一般的に認識されているところであります。そうするとコンビニが静かな店かどうか分かりませんが、多少コンビニの位置に関して低周波の問題を考慮しなくていいのかという

ところが気になっています。

調査段階でコンビニに関して何か考慮しましたか。

エコ・パワー（株）（佐倉）

具体的にコンビニという観点から考慮はしていませんが、周辺に企業様が立地していますので、現在事業のご説明とご挨拶に伺っている段階で、今後、影や、低周波等についてもご説明しながら事業を進めていきたいと思っています。

菅澤 委員

低周波、超低周波についてですが、本編 215 ページでは、低周波と超低周波について分けており、各周波数について音圧予想を示されているが、それ以下の部分、具体的に 1 Hz からの部分については、215 ページのような音圧の予測はされているのでしょうか。これも風車について 1 Hz、1.5 Hz、2 Hz のような低い部分がピークで被害が出ているという報告があります。その辺りの検討結果が「手引きに基づいて」とありますが、手引き自体や、参照値が批判され、環境省の方でも見直し中です。25 Hz 以下を行っていない理由について質問したいです。

エコ・パワー（株）（佐倉）

低周波の部分についての評価の仕方については、ご指摘のとおり色々定まっていないところがあり、国などの最新の指針等を参考に行っているところですが、昨年度環境省からの報告書において超低周波音と可聴域を含めた騒音という整理はされ、超低周波音については今までの文献等からすれば影響は確認されていないという整理になっているのが、最新の知見として、ここでは超低周波音である 1 Hz～20 Hz の部分については整理を行っていませんが、G 特性と平坦特性の値は参考値として掲載しています。

菅澤 委員

技術的には整理可能でしょうか

エコ・パワー（株）（佐倉）

技術的には可能です。ただ、評価の仕方は議論の対象ではありますが、今回の整理では、超低周波音については、環境省の最新の知見を参考にした結果、基本的には可聴域の騒音という整理にしました。

乗木 会長

測定は行ったということですか。

エコ・パワー（株）（佐倉）

測定を行いデータはありますが、予測値は出していません。

高橋 委員

騒音関係を専門に行っているものですが、今の所に関しては、1 / 3 オクターブバンドレベルの数値は示すべきだと思います。あと、ここで言っています騒音の評価と超低周波の評価を色々書いてありますが、その中で、G 特性音圧を使った 1~80 Hz というのは一般的に超低周波音とは言いません。超低周波音というのは 1~20 Hz をいい、G 特性を測るにあたり、可聴域を含んだもので評価しているのか、それとも含まずに評価しているのか、その辺りの表現の仕方がよくわかりません。

たぶんお分かりだと思いますが、G 特性音圧というのは 20 Hz 以下を基準にみているもので、20 Hz 以外はカットするような補正がかかり、基本的には 20 Hz を中心に見ているので、それだけをもって低周波音、超低周波音がどうだと評価することはできないと思います。理由は、先ほどにもありましたが、因果関係がはっきりしていないであったり、あるいは指針値が示されていますが、このような予測、評価に使用するものではないことを環境省では明確に示されていますので、そういったものでは評価できないということを考え合わせると、低い音域の各周波数帯のレベルをはっきり示して、やるのであれば、感覚閾値と比べてどうかということを示すしか今のところ評価の仕方はないと思います。

ですから、ここで色々 90 Hz 以下は影響無いと書いていますが、ちょっと全体に理解しないで書いていないことが見受けられます。

先ほどの超低周波音の所には可聴域を、調査時のデータであれ、予測しているレベルであれ恐らく含んでいるので、それであるならば低周波音と言うべきであり、超低周波音ではないと思います。

超低周波音の評価なのか、低周波音の評価なのかははっきりさせる必要があると思います。

エコ・パワー（株）（佐倉）

ご指摘の部分の整理の仕方を含め修正等検討したいと思います。

乗木 会長

皆さんシビアに考えている項目でありますので、測定しているのであれば、その定義も含め整理し直してもらいたいと思います。

高橋 委員

騒音の時には、単体の風車から出ている音はいくつかと書かれていますが、これと同じように低周波音や超低周波音についても同様の書きぶりにした方が分かりやすくいいかと思います。

乗木 会長

低周波についてその他ご質問はございませんか。
それでは動植物について何かございませんか

長谷川（理） 委員

要約書の 6 ページについてですが、方法書段階の実施区域から準備書段階では調査区域が少しずれています、これは 300 m のバッファゾーンをとっているという考え方でずらしたということでしょうか。

エコ・パワー（株）（佐倉）

はい

長谷川（理） 委員

3 基の設置場所の関係でずらしたことだと思いますが、要約書 81 ページの調査範囲を見ますと、ずらした南側に入って調査、予測評価をされていないと思います。

最初の計画からは基数自体は少なくなったので、環境に対する影響は小さくなると思いますが、ここに 3 基立ち、鳥が海側と陸側を往来するかどうか、バードストライク等を考える上では必要だと思いますが、海側にラインセンサスがありますが、陸側にはラインセンサスがありません。また、ポイントセンサスに関しても同様です。

具体的な建設場所が決まって、そこを鳥が通過するかどうかを調べるには、陸側にもラインをとるか、ポイントをとる必要があるかと思います。

元の予定地が北側にあったため、北側を広く調査されているようですが、結果的には南側の端に予定地が決まったので、それに合わせて調査、予測評価をするべきではないかと思います。

ドーコン（株）（佐藤）

ラインセンサスについては確かにこのようなルート設定をしており、定量的なデータとして幅を決めて行っております。ただ、以遠のデータについても取るようにしていますので、そのデータがあれば、当然捨てるようなことはしていません。

長谷川（理） 委員

ラインセンサスの幅は狭いので、事業実施区域内については確かに評価できるのかもしれませんが、南側の草地についてまでは評価できないと思います。

ドーコン（株）（佐藤）

ただ、この周辺は見通しがよく、この辺りに関しても事業実施区域の候補地として意識してデータをとっていますので、全くとれていないかと言いますと、そういうことではないと

思います。

また、ワシ類のデータについても冬季逆三角に示したポイントで、飛翔高度も含めた調査を行っておりますので、抜けているかと言いますと、そうではありません。

乗木 会長

鳥の専門家ではありませんが、委員の言われるとおりだと思います。

ドーコン（株）（佐藤）

例えば生態系の注目種としてヒバリを抽出させていただきましたが、本編の 453 ページの所に確認地図とともに掲載させていただいておりますが、ある程度事業実施区域内も捉えたデータが得られているかと考えております。

長谷川（理） 委員

全域を調査するわけにはいかないもので、ヒバリのようにラインセンサスで得られたデータを元に 466 ページのような評価を行うのは分かります。私が申し上げたかったのは陸域と海側の移動性の有無に関してです。

乗木 会長

鳥類等に関しても皆さんご関心がある内容になりますが、要望としてはラインセンサス、ポイントセンサス等、調査方法になりますか。

長谷川（理） 委員

最初に申し上げました、コウモリや今の鳥類の話は具体例として挙げ、抜けているかと思う箇所でしたが、感じたことは、先に調査地が決まっていて、後から設置場所が決まったので、設置場所に合わせた調査結果にはなっていないのかと思います。

乗木 会長

調査方法と設置場所を並行しながら決めたと言われましたが、どの時点で設置場所が決まったかが問題で、決まった段階で追加調査等、再考がなされたかどうか疑問に残ります。委員の意見は理解していただきましたでしょうか。

エコ・パワー（株）（佐倉）

はい、今回のことを整理しまして、再度お示ししたいと思います。

乗木 会長

その他、動植物生態系について何か追加はございますか。

長谷川（理） 委員

最後に、細かい内容になってしまいますが、大切な箇所だと思いますので、質問させていただきます。

本編 342 ページ、衝突確率の推定についてですが、個々に衝突率を推定されていて、結果を元に結論で大丈夫そうだとされているので確認させていただきたいと思います。

年間衝突数を推定するにあたり、342 ページの中ほどの式を用いて衝突率を出されていますが、ここの風力発電機回転面積比 P を基数やブレードのまわっている個所と調査区域から比を算出すると思いますが、345 ページに示されています対象範囲を見ると、この時に海を含めると率が当然落ちるので、調査区域を狭く改めて設定し直しているにも関わらず、この計算をする時だけ海の所まで広げてしまうのはいかがだと思います。

ドーコン（株）（佐藤）

解析の対象範囲をここまで広げたのは、解析に有効なデータを考えた時に、やはり海側のデータがかなり多く、飛翔のカウントを積み上げるのにどうしてもこの辺りも入れなければ有効なデータを得ることができなかったために、この辺りも入れ計算しました。

長谷川（理） 委員

私もオジロワシのデータなどを見ながらそうだろうと思いはしましたが、ただ、前回の方法書の住民意見等に対する事業者見解で、海側は調査対象区域ではないとの返答をされているので、少しいやらしい見方をしますと、こういう時は入れて、他の場合は入れないといったように見受けられます。

確かにオジロワシなど一部の鳥は海側までデータをとられています、海上での調査をされていませので、例えばマガンなども海上通過のデータをとられています、海岸周辺で調査をされているわけではないようなので、やはり少しこのデータは過小評価をしているように思えます。

もうひとつ同じ個所で、衝突率を纏めて、年間衝突数を推計するわけですが、そこで年間飛翔頻度を 346 ページ（E）の式で求めるのですが、年間飛翔頻度は当然、年間でどれくらい飛翔するかを調べますが、毎日調査するわけにもいきませんので、鳥がいた滞在日数と調査日数を考慮するのですが、その推定に使用する数値が 346 ページの意番下の表に示されており、例えばマガンの数値を見ますと 20 日とありますが、何を根拠に 20 という数値を出されたのでしょうか。

248 ページに調査時期等が掲載されており、鳥類の所に色々な調査の期間が示されていますが、それぞれを分けますと、どれも 20 日間行っているものはありません。ということは複数の調査を混ぜて 20 日間と計算していると思います。

ドーコン（株）（佐藤）

346 ページの一番上に書きましたとおり、推定をするのに用いたデータとしましては、複

数の調査、渡り鳥定定点調査、冬季ワシ類等調査、猛禽類調査を用いました。

長谷川（理） 委員

このような調査で、別々の調査で行ったものを延べ日数でカウントしていいものなのでしょうか。

マガンの場合滞在期間のうち 1 / 3 の日数も調査していることになりますが、これはいいのでしょうか。

同じことになりますが、定点のポイントが 8 地点あって調査が 3 日間ある場合、3 日間とも 8 地点で調査されているのでしょうか。

すこし具体的に中身を知りたいです。

乗木 会長

実施日と実施地点のデータはあるはずですので、定義にしたがってその辺りを整理していただきたいです。

エコ・パワー（株）（佐倉）

ご指摘を踏まえまして、各パラメーターの整理をさせて頂きたいと思います。

面積に関してもどこの範囲まで用いたデータが適切かなどを再整理しましてお示しいと思います。

乗木 会長

海側を入れたデータと陸域のみの解析を並列させるなど工夫の仕方はあると思いますので、よろしくお願いします。

高橋 委員

データという話で、騒音、低周波、超低周波についても、できれば各メーカーのパワーレベルの数値を示してもらうのが一番いいのですが、先ほども申し上げましたが、各周波数帯のデータを算出されていると思いますので、もう少し細かいものを示して頂ければと思います。

乗木 会長

その他にございますか。

<意見なし>

事務局 藤岡

それでは、エコ・パワーの皆さまには退席願います。

本日、各委員の皆様から頂きましたご質問と、一部宿題については事業者から回答がありましたら随時皆様に提示し、再度協議したいと思いますのでよろしくお願いします。

<休 憩>

乗木 会長

続きまして、協議事項である、「(仮称) 八の沢風力発電事業に係る計画段階 環境配慮書」の説明をお願いします。

事務局 藤岡

(仮称) 八の沢風力発電事業に係る計画段階環境配慮書については、今年 1 月 14 日～2 月 12 日まで、縦覧を行うと伴に、市民意見の募集を行っており、今後、北海道知事から意見を求められたことから、委員の皆さまのご意見をお伺いした上で、市の意見を出したいと考えております。

<配慮書説明>

乗木 会長

ただいま事務局から説明を頂きましたが、「八の沢風力発電の計画段階 配慮書」に対する、ご質問・ご意見等がありましたら、お願いします。

酒井 委員

この地域の風況調査はどこに掲載されているのでしょうか。

事務局 藤岡

この配慮書の中には風況についての記載はございません。

酒井 委員

この計画は地元知らされているのでしょうか。

事務局 藤岡

事業者に対しては、地元等に事前に周知するよう要請しておりますが、現時点では地元の方に周知しているとの情報は得られていません。

酒井 委員

もしかしたら、この会社は道南の江差町で行っている会社と同じ会社でしょうか。

あその場所では、風があまり吹かなく失敗していると思いますが。

この地域は石狩で一番風が無い地域だと私は思っていますが、江差と同じことをしようとしている感じがしてなりません。

また、石狩農協の貯水池が沢山ある地域で、一番大切な地域であると思います。

それと、資材等を運ぶには市の林道を使用しなければいけないと思いますが、その辺りは市としてどのように対応する予定か心配です？

事務局 藤岡

斐太工務店につきましては、酒井委員のご指摘どおり、江差町で風力発電事業を行っており、斐田工務店と風車メーカー、江差町が共同出資して第三セクターで事業を行っているのですが、当初の予定通りの風力が得られないということで、色々問題を抱えているとの聞いております。

また、取付道路については、当然、事業計画が実施された時点で、管理用道路などを新たに造成するものと考えていますが、こちらには隣接して道道（望来当別線）があるので、そこから取付道路を作るのではないかと考えています。

酒井 委員

八の沢に上がるには、元々あった八の沢油田の道路が崩落でなくなったため、市が新しい林道を作り、それ以外であの山に上がることができる道路は造れないと思います。

事務局 三国

ご指摘の道は、五の沢線と春別線の 2 路線が八の沢地区を囲むように作られており、当初八の沢自然林のふれあいの森構想という構想も市の方でイメージしておりまして、所謂自然に恵まれた地域といえます。実際に、林道の利活用につきましても、この事業そのものが今後の審議を踏まえた中で、具現化するとか、または公共に資するものであるならば、公共の林道の使用についても協議するという事もあります。現段階で林道の使用も含め、事業の是非を判断しているわけではありません。

ご指摘のとおり、我々もこの計画が持ち込まれた時に、五の沢から八の沢のあたりにかけて、ちょうど沢地で風が無いことからレクリエーションゾーンに適していると判断していた地域に何故風車が適しているのかと疑問を持っており、山の上の方へ行けばいいのかもしれないと思いますが、風況を含めあまり調査をされていないような雰囲気も感じております。

名古屋の会社であるということで、色々情報は少ないのですが、こういった配慮書段階で環境影響評価法に基づき行いたいとのことで、市の方で縦覧場所を設けてほしいとの依頼に我々は応じたわけですが、当然のことながら、広報含め十分周知を行って頂きたいとの申し出に対し、なかなか臨機応変に対応がされていないというのが率直な感想でございます。

酒井 委員

春別側には住まわれている方がいらっしまったと思います。
また、この辺りは風が無くて有名な所なので疑問が残ります。

事務局 藤岡

今回の八の沢風力発電事業計画については、民家が点在しているのもありますし、水資源保全地域に隣接している地域でございますので、市としては、正直なところ相当リスクがある事業であると思っています。

ただ、環境影響評価法にもとづき配慮書という形で出ていますので、市としても場所を提供し、手続きを行っているということです。

中村 委員

農協の立場から申し上げますと、この道道沿いに水田や畑を持っているものがいまして、どうも影になるように思いますが、住宅敷地に対しての影を考えられていますが、畑や田んぼに対する影響も配慮していただければ、トラブルの原因になると思います。

乗木 会長

いくつか具体的な問題点が指摘されましたが、その他にございませんか。

長谷川（理） 委員

計画段階配慮書の段階で工事の実施に係わる影響を考慮していませんが、配慮書段階では配慮しなくてもいいのでしょうか。

事務局 藤岡

計画段階配慮書については、工事の実施期間が長くなったり、長期間になるということ以外では、配慮書の中では評価しなくてもいいとの指針が出ています。

長谷川（理） 委員

方法書の段階では考慮されるのでしょうか。

事務局 藤岡

それについても、影響を及ぼす範囲や規模を勘案して評価するか否かを定めるものだと思います。長谷川（理）さんにお聞きしたいのですが、貯水池が近隣にあります、鳥類などの影響はどうでしょうか。

長谷川（理） 委員

事前にお話しを頂いておりまして、調べてみましたがあまり情報を持っていませんが、情

報が得られましたらお伝えしたいと思います。

この辺りは道の指針によって身近な自然地域に指定されているようですが、この指定の経緯をご存知でしょうか。

事務局 藤岡

北海道自然環境保全指針の中には、「すぐれた自然地域」と「身近な自然地域」の 2 つの categories に分けられており、身近な自然地域は、①多様な生物が生息できる自然空間 ②みどりや水辺、小動物等にふれあえる身近な空間 ③スポーツや野外レクリエーションを楽しめるゆとりある空間 ④郷土の歴史的・文化的な景観を構成している身近な空間の 4 種類あります。

石狩市が指定するに当たり、当時、八の沢ふれあいの森という計画があり、「自然を活用し地域住民のレクリエーションの場として整備計画を推進する」という位置づけで平成元年に指定しました。ですから、この地域一帯を完全に守るというのではなく、利活用の観点から指定しています。

長谷川（理） 委員

何かしら手を入れようという計画のもとで指定されたのですね。

乗木 会長

その他に何かございませんか。

菅澤 委員

配慮書、方法書、準備書と進んでいきますと、アセスメントの項目に縛られて、先ほどのような細かい話になっていきますが、このように雑ばくなものが出ている時は、雑ばくな意見を言いやすいということになります。

アセスメントという手続きは、効用（風が吹くことによる電気の発生）と環境に対する害を比較考慮するためのものになりますので、地元の方々があそこは風があまり吹かないところだよというようなことも、地元の意見として反映されやすい段階ですので、許認可権限があるかどうかや、この内容は環境に関することかどうかなどといった遠慮は必要なく、皆さんが消極的な印象を持たれている段階で強いこととおいた方が、彼らもお金をかけず撤退をしやすく、この配慮書というのはこういったことを言える段階だと思います。

今日出た意見をあまり削らず、項目に縛られず、専門家や、地元の代表の方もいらっしゃる審議会での地元の意見として出すのがいいかと思います。

乗木 会長

貴重な意見をありがとうございます。

事務局の方はどうでしょうか。

事務局 三国

今回こういった形でご意見を賜った中で、皆さまのご意向というのが良く分かりました。
纏めますと、基本的な意見は、自然環境の問題、風力発電を行う上での適地と果たして言えるかどうかという懸念、人家との距離の問題といったようにこの計画自体に非常に懸念があるということを纏め、道に意見として提出する方向で行きたいと思います。

乗木 会長

よろしいでしょうか

尾形 委員

今回お話しをお聞きする中で、この地域は水資源の保全の観点からとても重要地域である認識を持ちましたが、これらが転売され外国籍に渡り問題にならないよう慎重な対応も必要であるかと感じました。

乗木 会長

そういったことも北海道では問題になっていることもありますので、大切な意見だと思います。

それでは、今日議論になりましたことを踏まえまして、「八の沢風力発電事業の計画段階配慮書」の意見については、今日の協議内容を踏まえて提出して下さい。

次に、報告事項の「石狩湾新港発電所建設計画の環境影響評価準備書に対する石狩市の意見について」事務局から説明をお願いします。

事務局 藤岡

「石狩湾新港発電所建設計画の環境影響評価準備書に対する石狩市の意見について」ですが、市の意見につきましては、環境審議会でご答申を頂いた文案どおり、1月27日付で北海道知事に提出しておりますことをご報告いたします。

乗木 会長

その他で事務局から何かございませんか

事務局 藤岡

環境アセス案件ではございませんが、厚田風力発電のその後の状況についてについて、低炭素・新エネ担当参事の鍋谷からご説明させていただきます。

事務局 鍋谷

低炭素社会推進・新エネルギー対策担当参事の鍋谷です。

私からは、厚田区小谷に計画が進められております風力発電について、ご報告いたします。

当該事業については、昨年 9 月の第 1 回環境審議会で状況をご説明させて頂きましたが、その時、提供させていただいた資料の中で、超低周波音の予測について、事業者から誤りがあった旨の報告を受けたことから、その内容について、ご報告申し上げます。

具体的には、騒音計の測定位置がローターの中心から傾斜距離で約 160m 離れた場所での測定データー値を、ローター中心部の音源データーと誤認識したことによるものです。

お手元の「厚田風力発電事業に係る超低周波音予測結果について」という資料をご覧願います。

1 ページから 3 ページまでが調査内容と予測の手法を記しており、4 ページからが調査・予測の結果となっております。

4 ページ（5）予測結果の修正前と修正後のデータを記載しており、これを現地の図面に落としたものが、6 ページ、7 ページになっています。ご覧のとおり修正後の音圧レベルは高くなっておりますが、5 ページとおり、修正後においても、「全地点とも感知されることが少ないとされている 90 dB よりも 25 dB 以上低い値となっており、実際に風車が稼働した場合でも、付近の住民への生活環境に及ぼす影響は比較的小さいと思われ、支障はないと予想される。」との評価になっております。

修正された予測調査結果につきましては、審議会委員の高橋部長にも、ご意見をお伺いし、影響は少ないと考えられるとご見解をいただいたところです。

このことから、市といたしましては、今回の件が事業の是非の検討まで遡るものではないと判断しております。

なお、事業者においては、付近住民や地域の関係者、あるいは説明を求める方々などに今回の調査錯誤を踏まえ、再度の説明を行ってきており、引き続き、不安や誤解が生じないよう丁寧な説明を事業者に求めて参りたいと存じます。

乗木 会長

厚田風力については、騒音・低周波音の予測に誤りがあり、再評価を行ったと言うことでですね。

評価結果について、環科研の高橋さんに見解を伺っているとのことですが、高橋さん、何かコメントなどございますか？

高橋 委員

先ほども申し上げましたが、発電機のパワーレベル等データを示して頂ければ、絵を描く前に気がつくことで、このような間違いは起きなかったと思います。

実際の評価についてですが、私の方からもあまり影響のある値ではないですよと結論付けたのは、90 dB であったり、G 特性の 92 dB という事よりも、1/3 オクターブの各バンドのレベルを見て、それと人の感覚を比較した時にどうかといったことを見ると、一般的な人が認識できるようなレベルにはないことが、数値を見て淡々と評価すると思う

ます。

一点、文言についてですが、5 ページに、全地点とも感知されることが少ないとされている 90 dB 以下とありますが、90 dB あると感知できるかと思います。90 という数字は、先ほどありました、低周波、空気振動についての話であって、20 以下といった低いところでの話であり、90 や 92 といった数字をもって評価するのは、あまり大きな意味が無いと理解していただければと思います。

因みによく G 特性で計算される数値についてですが、これは平成 16 年に環境省から示されています、指針値というのが 92 dB となっており、あくまでも何か問題があった時に G 特性で測ってみて 92 dB を超えるようであるならば、超低周波の影響があるかもしれませんから、調査が必要です、92 dB を下回るようであれば、超低周波の影響はほとんど考えられないので、騒音の方の評価をしましょうという、あくまでも問題があった場合にどう対処していくかを示すための指針値となります。

そういったことを考えても 92 dB は超えないので、仮にここで問題があったとしても測てみたら 60、70、仮に 90 だとしても、超低周波の問題というよりは、騒音の問題、特に 20 ～80 という低い領域の音について注意深く見ていく必要があるのではないかという指針値になると思いますので、そういうような扱い等々で考えて頂けるといいかと思います。

私の方では、そういったような考え方から全体の数字をみて、一般的には問題になるような値ではないのではないかとコメントさせていただいた次第でございます。

乗木 会長

ありがとうございました。

それでは、この誤りについては、周知を徹底していただくことでよろしいでしょうか。

その他、事務局から何かありますか。

事務局 藤岡

特にございません。

次回については、改めてご連絡させていただきます。

乗木 会長

以上を持ちまして、本日の環境審議会を終了させていただきます。

平成 26 年 3 月 13 日 議事録確認

石狩市環境審議会

会 長 乗木 新一郎

平成 26 年 3 月 11 日 議事録確認

石狩市環境審議会

副会長 菅澤 紀生